

京都大学の学系、学域及び全学教員部に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (学系の業務)</p> <p>第4条 学系は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 教員の採用及び昇任に関する事項（以下「採用等」という。）及び研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）への配置に関すること。</p> <p>(2) 教員の人事選考の方針及び定員の管理計画の策定に関すること。</p> <p>(3) 教員の服務及びエフォート管理（複数の研究科等の活動に従事している状況を管理することをいう。）に関すること。</p> <p>(中 略) (学系会議)</p> <p>第6条 学系に、当該学系における次の各号に掲げる事項を審議するため、学系会議を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学系長の選考及び解任に関する事項</p> <p>2 学系会議は、学系の教授をもって組織する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、学系会議が必要と認める場合は、学系の准教授又は講師を、その構成員に加えることができる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(中 略) (全学教員部及びその業務)</p> <p>第14条 全学教員部は、全学として担うべき教育、研究その他の業務を実施し、又は支援する組織の教員が所属する。</p> <p>2 第4条の規定は、全学教員部に準用する。</p> <p>(全学教員部会議)</p> <p>第15条 本学に、前条第2項により準用する第4条に掲げる業務に関する事項を審議するため、全学教員部会議を置く。</p> <p>2～5 (略) (後 略)</p>	<p>(学系の業務)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>(1) 教員の採用及び昇任に関する事項（以下「採用等」という。）及び研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）への配置に関すること。</p> <p>(2) } (3) } (同 左)</p> <p>(4) <u>研究組織の将来構想に関すること。</u></p> <p>(学系会議)</p> <p>第6条 } (1) } (同 左) (2) }</p> <p>2 } 3 前項に定めるもののほか、学系会議が必要と認める場合は、学系の准教授若しくは講師又は学系長が<u>必要と認める者を</u>、その構成員に加えることができる。</p> <p>4～6 (同 左)</p> <p>(全学教員部及びその業務)</p> <p>第14条 (同 左)</p> <p>2 第4条第1号から第3号までの規定は、全学教員部に準用する。 (全学教員部会議)</p> <p>第15条 本学に、前条第2項により準用する第4条第1号から第3号までに掲げる業務に関する事項を審議するため、全学教員部会議を置く。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和8年達示第55号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>